楽天でんわサービス契約約款

2019年7月1日

楽天モバイル株式会社

目次

第1章 総則 4
第1条 約款の適用
第2条 約款の変更
第3条 用語の定義
第2章 楽天でんわサービスの種類等 (
第4条 楽天でんわサービスの種類等 (
第4条の2 音声通信サービスの品目等
第3章 楽天でんわサービスの提供区間等 (
第5条 楽天でんわサービスの提供区間等 (
第4章 契約 (
第1節 音声通信サービスに係る契約 (
第6条 契約の単位 (
第7条 音声通信サービス契約申込の方法 (
第8条 音声通信サービス契約申込の承諾
第9条 音声通信サービス契約に基づく権利の譲渡の禁止
第 10 条 音声通信サービス契約者が行う
音声通信サービス契約の解除
第 11 条 当社が行う音声通信サービス契約の解除
第 12 条 発信番号通知
第 13 条 その他の提供条件
第5章 利用中止及び利用停止等
第 14 条 利用中止
第 15 条 利用停止 9
第 16 条 接続休止 9
第6章 通信 10
第 17 条 通信利用の制限等10
第 18 条 通信時間等の制限10
第 19 条 協定事業者の制約による制限10
第 20 条 通信時間の測定等1
第7章 料金等 1
第1節 料金等に関する費用1
第 21 条 料金等に関する費用1
第2節 料金等の支払義務1
第 22 条 利用料の支払義務1

	第 23 条	料金の計算方法等
		第金及び延滞利息
	第 24 条	
		び 延滞利息
第8章 (
	第 26 条	修理又は復旧の順位
第9章:	損害賠償	<u> </u>
	第 27 条	責任の制限
	第 28 条	免責
第 10 章	雑 則	
	第 29 条	承諾の限界
	第 30 条	契約者の義務
	第 31 条	契約者からの通知
	第 32 条	当社からの通知
	第 33 条	契約者の氏名等の通知
	第 34 条	法令に規定する事項
	第 35 条	閲覧
	第 36 条	会社名等の取扱い
	第 37 条	反社会的勢力の排除
2 契	約者の地 天でんわ	サービスの提供区間等
1 楽 2 契 3 楽 4 当	約者の地 天でんわ 社の維持	2位の承継 サービスにおける禁止事項 責任
1 楽 2 契 3 楽 4 当 5 当	約者の地 天でんわ 社の維持 せが行う[2位の承継 サービスにおける禁止事項 責任 自営端末設備の状態確認
1 楽 2 契 3 楽 4 当 5 契 6	約者の地 天でんわ 社の維持 せが行うほ 約者に係	e位の承継 サービスにおける禁止事項 責任自営端末設備の状態確認
1 楽 2 契 3 楽 4 当 4 5 5 6	約者の地 天でんわ 社の維持 せが行う[2位の承継
1 架 契 3 4 5 5 5 5 7	約者の地 天でんわ 社の維持 せが行うほ 約者に係	e位の承継
1 2 楽 3 4 5 6 7 金 3 4 5 5 6 7 金	約者の地 天でんわ 社の維持 対者に係 割社等の	付の承継
1 2 3 4 5 6 7 金 則	約者の地 天でんわ 社の維持 対者に係 割社等の	付の承継
1 2 3 4 5 6 7 金則表學與第一個 2 3 4 5 6 7 金則表別表	約者の地 天でんわ 社の維持 対者に係 割社等の	付の承継

	附	別表	
	則·	₹1	2
		音声通信サービスが可能な当社又は協定事業者の 電気通信サービス等	料金額
	31	23	- 21

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章(平成7年条約第2号)、国際電気通信連合条約 (平成7年条約第3号)、条約附属国際電気通信規則(平成2年6月郵政省告示第408号)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)に基づき、この楽天でんわサービス契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これにより楽天でんわサービス(当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。)を提供します。

(約款の変更)

- **第2条** 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供 条件は、変更後の約款によります。
- 2 当社は、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規 則」といいます。)第22条の2の2第5項第3号に規定する事項の変更を行う場合、当 社のホームページに掲示します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設
	備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その
	他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電話サービス網	主として音声通信の用に供することを目的として伝送交換
	を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所
	との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置さ
	れる交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同
	じとします。)
4 楽天でんわサービス	電話サービス網を使用して行う電気通信サービス
5 楽天でんわサービス取	楽天でんわサービスに関する業務を行う当社の事業所
扱所	
6 楽天でんわサービス契	当社から楽天でんわサービスの提供を受けるための契約
約	
7 楽天でんわサービス契	当社と楽天でんわサービス契約を締結している者
約者	

8 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者(電気通信事業法の規定
	により登録を受けた者又は届出をした者をいいます。以下
	同じとします。)との間の相互接続協定(当社が当社以外
	の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結
	した協定をいいます。以下同じとします。) に基づく接続
	に係る電気通信設備の接続点
9 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
10 直加入電話等設備	固定端末系伝送路設備(電気通信番号規則第9条第1号に
	規定する電気通信番号により識別される電気通信設備をい
	います。以下同じとします。)又はIP電話設備(電気通
	信番号規則別表第1第 11 号に規定する電気通信番号によ
	り識別される電気通信設備をいいます。)であって、別表
	1に掲げる当社又は協定事業者との契約に基づいて設置さ
	れるもの
11 携帯自動車電話設備	無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第
	3条第1項第1号に規定する携帯無線通信を提供する電気
	通信設備であって、電気通信番号規則第9条第3号に規定
	する電気通信番号により識別される協定事業者に係るもの
11 の 2 ワイドスター通信	別表1に掲げるワイドスター通信サービス契約約款に係る
サービスを提供する電気	電気通信設備
通信設備	
12 PHS設備	電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)
	第6条第4項第6号に規定するPHSの陸上移動局との間
	で行われる無線通信を提供する電気通信設備であって、電
	気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号によ
	り識別される協定事業者に係るもの
13 直加入電話等設備等	直加入電話等設備、携帯自動車電話設備、ワイドスター通
	信サービスを提供する電気通信設備又はPHS設備
14 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であっ
	て、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一
	の構内(これに準ずる区域内を含みます。) 又は同一の建
	物内であるもの
15 技術基準等	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)及び端末設
	備等の接続の技術的条件

の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 楽天でんわサービスの種類等

(楽天でんわサービスの種類)

第4条 楽天でんわサービスには、次の種類があります。

<u></u>	
種類	内 容
音声通信サービス	契約者が指定する携帯自動車電話設備又はPHS設備の電話
	番号を、あらかじめ当社の電気通信設備に登録(以下、「登録
	電話番号」といいます。) し、その登録電話番号から通信の相
	手先に係る直加入電話等設備等(当社が別に定めるものに限
	ります。)の電話番号に当社が付与した番号(0037-68としま
	す。)を前置して行う通信を、当社の装置に一旦着信させた後
	に接続する機能であって、当社が定める料金額を契約者に課
	金するサービス。

(音声通信サービスの品目等)

第4条の2 音声通信サービスには、料金表に規定する料金品目があります。

第3章 楽天でんわサービスの提供区間等

(楽天でんわサービスの提供区間等)

第5条 当社の楽天でんわサービスは、別記 1に定める提供区間等において提供します。

第4章 契約

第1節 音声通信サービスに係る契約

(契約の単位)

第6条 当社は、1の音声通信サービス契約の申込ごとに1の音声通信サービス契約を締結します。この場合において、音声通信サービス契約者は、1の音声通信サービス契約につき1人に限ります。

(音声通信サービス契約申込の方法)

- **第7条** 音声通信サービス契約の申込は、当社が指定するオンラインサインアップにより 行うものとします。
 - (注) オンラインサインアップで、入力する情報は、登録電話番号、申込をした者の氏名、住所、電子メールアドレス及びクレジットカード番号とします。

(音声通信サービス契約申込の承諾)

- **第8条** 当社は、音声通信サービス契約の申込があったときは、クレジットカードによる 音声通信サービスの料金に関する費用の支払いを条件として、受け付けた順序に従って 承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、音声通信サービス契約の申込みを 承諾しないことがあります。
 - (1) 前項のクレジットカードにより音声通信サービスを契約したことがあり、その契約数について当社が別に定める数を超える場合。
 - (2) 音声通信サービス契約の申込をした者(以下、この条では、「申込者」といいます。) の電子メールアドレスを当社が取得できない場合。
 - (3) 音声通信サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (4) 申込者が、楽天でんわサービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (5) 申込者が、第 15 条 (利用停止) 第 1 項各号又は第 3 項の規定のいずれかに該当 し、当社サービスの利用を停止され、又は当社サービスの契約解除を受けたこと があるとき。
 - (6) 申込者が、申込にあたり虚偽の内容を提出したとき。
 - (7) 申込者の登録電話番号が、電話サービス等契約約款において提供する第三者課金 機能利用サービスの登録電話番号と同一であるとき。
 - (8) その他、音声通信サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
 - (9) 申込者が、第37条(反社会的勢力の排除)第1項に定める者であるとき
 - (10)料金表で定める提供条件に適合しない場合。
- 3 当社は、前項の規定により、その音声通信サービス契約の申込を承諾しない場合は、 あらかじめその理由を通知します。

(音声通信サービス契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第9条 音声通信サービス契約者が楽天でんわサービス契約に基づいて音声通信サービス の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(音声通信サービス契約者が行う音声通信サービス契約の解除)

第10条 音声通信サービス契約者は、音声通信サービス契約を解除しようとするときは、 当社が指定する方法により通知するものとします。

(当社が行う音声通信サービス契約の解除)

- 第11条 当社は、第15条 (利用停止) の規定により音声通信サービスの利用を停止された音声通信サービス契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その音声通信サービス契約を解除することがあります。
- 2 当社は、音声通信サービス契約者が第15条第1項各号又は第3項の規定のいずれかに 該当する場合に、その事実が音声通信サービスに関する当社の業務の遂行に特に著しい 支障を及ぼすと認められたときは、前項の規定にかかわらず、音声通信サービスの利用 を停止しないでその音声通信サービス契約を解除することがあります。
- 3 当社は、当社から連続して12か月間利用料の請求を行うことがない場合、その音声 通信サービス契約を解除することがあります。
- 4 当社は、音声通信サービス契約者から、登録電話番号に係る携帯自動車電話設備等契約の解除、利用休止又は譲渡をした旨の通知があったとき、又はその事実を知ったときは、その音声通信サービス契約を解除することがあります。
- 5 当社は、前4項の規定により、その音声通信サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ、音声通信サービス契約者にそのことを通知します。

(発信番号通知)

第 12 条 契約者回線から直加入電話等設備等への通信については、発信元の音声通信番号を着信先へ通知します。

ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルした場合は、この限りでありません。

- 2 前項の場合において、当社は音声通信番号を着信先へ通知し、又は通知しないことに 伴い発生する損害については、この約款中の第27条(責任の制限)の規定に該当する 場合に限り、その規定により責任を負います。
- 3 発信番号通知については、契約者の自営端末設備及びソフトウェア等の機能に依存する場合があります。

(その他の提供条件)

第13条 音声通信サービス契約に関するその他の提供条件については、別記2及び別記3 に定めるところによります。

第5章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

- **第14条** 当社は、次の場合には、その楽天でんわサービスの利用を中止することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第17条(通信利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により楽天でんわサービスの利用を中止するときは、あらかじめ そのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

(利用停止)

- 第15条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(その楽天でんわサービスの料金その他の債務(この約款及び料金表の規定により、支払いを要することとなった楽天でんわサービスの料金、割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この項において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、その楽天でんわサービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。
 - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 第30条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。
 - (3) 前2号のほか、この約款及び料金表の規定に反する行為であって、楽天でんわサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、 又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により、楽天でんわサービスの利用を停止しようとするときは、 あらかじめその理由、利用を停止する日及び期間を契約者に通知します。
- 3 当社は、当社と複数の楽天でんわサービス契約を締結している契約者が、そのいずれ かの契約において利用に係る契約者の義務規定に違反したときは、その全ての楽天でん わサービス契約に係る楽天でんわサービスの利用を停止することがあります。

(接続休止)

第 16 条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは協定事業者の電気通信事業の休止により、当社の契約者が当社の楽天でんわサービスを全く利用できなくなったときは、その楽天でんわサービスについて接続休止(その楽天でんわサービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)とします。

ただし、その楽天でんわサービスについて、契約者からの楽天でんわサービスの契約 の解除の通知があったときは、この限りでありません。

2 当社は、前項の規定により、楽天でんわサービスを接続休止しようとするときは、あ

らかじめその契約者にそのことを通知します。

3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その契約は解除されたものとして取り扱います。 この場合、その契約者にそのことを通知します。

第6章 通信

(通信利用の制限等)

第17条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機関名

気象機関

水防機関

消防機関

災害救助機関

警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)

防衛機関

輸送の確保に直接関係がある機関

通信の確保に直接関係がある機関

電力の供給の確保に直接関係がある機関

ガスの供給の確保に直接関係がある機関

水道の供給の確保に直接関係がある機関

選挙管理機関

別記7の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関

預貯金業務を行う金融機関

国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しくふくそうしたときは、契約者が行う相手先への通信又は相手先が行う契 約者への通信において着信しないことがあります。

(通信時間等の制限)

第18条 前条の規定による場合のほか、当社は、音声通信が著しくふくそうするとき又は 発生するおそれがある場合で必要と認めたときは音声通信の通信時間又は特定の地域と の音声通信の利用を制限することがあります。

(協定事業者の制約による制限)

第 19 条 契約者は、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等の定めるところにより、協定事業者の電気通信サービスを使用することができない場合においては、楽天でんわサービスを利用できない場合があります。

(通信時間の測定等)

第20条 音声通信サービスに係る通信時間の測定等については、料金表第1表(料金)に 定めるところによります。

第7章 料金等

第1節 料金等に関する費用

(料金等に関する費用)

第 21 条 当社が提供する楽天でんわサービスの料金を、料金表第1表(料金)に定めます。

第2節 料金等の支払義務

(利用料の支払義務)

- 第 22 条 契約者は、当社が測定した通信時間と料金表の規定に基づいて算定した利用料 の支払いを要します。
- 2 契約者は、音声通信サービスに関する料金について、当社の機器の故障等により正し く算定することができなかった場合は、料金表に定めるところにより算定した料金額の 支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議しその 事情を斟酌するものとします。

第3節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第23条 料金の計算方法並びに料金に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めると ころによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第24条 契約者は、料金に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第25条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。

第8章 保守

(修理又は復旧の順位)

第26条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第17条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

1.3210 - 79	『たにより当江がて4000/1成因とり励成によりためたものに取りより。
順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの
	水防機関に設置されるもの
	消防機関に設置されるもの
	災害救助機関に設置されるもの
	警察機関に設置されるもの
	防衛機関に設置されるもの
	輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
	通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
	電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
	水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
	選挙管理機関に設置されるもの
	別記7の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置される
	もの
	預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの
	国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きま
	す。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第9章 損害賠償

(責任の制限)

- 第27条 当社は、楽天でんわサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき 理由によりその提供をしなかったとき(当社が当社の提供区間と協定事業者の提供区間 とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由により その提供をしなかったときを含みます。)は、その楽天でんわサービスが全く利用でき ない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利 用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとしま す。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したと きに限り、その契約者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、楽天でんわサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその音声通信サービスに係る次の料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

料金表第1表に規定する利用料(楽天でんわサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月(料金表に規定する料金月をいいます。)の前6料金月の1日当たりの平均の利用料(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。

- 3 当社の故意又は重大な過失により楽天でんわサービスの提供をしなかったときは、前 2項の規定は適用しません。
- (注)本条第2項に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、楽 天でんわサービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間内に おける1日当たりの平均の利用料とします。

(免責)

第28条 当社は、この約款等の変更により契約者の自営端末設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第10章 雜則

(承諾の限界)

第29条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾すること が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障 があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由をその請求 をした契約者に通知します。

(契約者の義務)

- 第30条 契約者は、次のことを守っていただきます。
 - (1) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (2) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は 他人の利益を害する態様で楽天でんわサービスを利用しないこと。

別記3に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。

(契約者からの通知)

- 第31条 契約者は、第7条(音声通信サービス契約申込の方法)の規定に基づき登録した内容及び当社が別に定める内容に変更があったときは、その内容について速やかに当社が指定する方法により通知するものとします。
 - (注) 本条に規定する当社が別に定める内容は、次のとおりとします。

登録電話番号に係る携帯自動車電話設備及びPHS設備の契約の解除、利用休止又は譲渡、ただし、携帯電話番号ポータビリティ(登録電話番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。)に係る契約の解除を除きます。

(当社からの通知)

第32条 当社は、契約者への通知方法として当社のホームページへの掲示、あるいは契約者への電子メールその他の連絡方法により通知を行います。

(契約者の氏名等の通知)

第33条 当社は、協定事業者から請求があったときは、契約者(その協定事業者と楽天でんわサービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。)の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

(法令に規定する事項)

第34条 楽天でんわサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(閲覧)

第35条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

(会社名等の取扱い)

- 第36条 当社は、契約者の名称等(広く一般に公表されている情報に限ります。) および 当社との契約の有無を、当社および楽天株式会社ならびに、その会社法で定める子会社、 会社計算規則に定める関連会社(総称して以下、「当社等」といいます。) と以下の目 的のために情報を共有し、取扱うものとします。
 - (1) 当該契約と密接する当社等の提供するサービスの情報およびキャンペーン、イベント等の情報発信または販売促進活動のため
 - (2) 当社等のサービスに関するアンケート等を行い、その内容を調査することにより当 社等のサービスの品質向上や新規サービスの開発等を行うため
 - (3) 当社等のサービスに関する分析を行い、そのデータを活用するため

(反社会的勢力の排除)

- 第37条 契約者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、 社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、「反社会 的勢力」という)のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している 法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約 するものとします。
- 2 当社は、契約者又は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知催告をすることなく直ちにサービスの提供を中止し、契約を解除することができ、契約者に生じたいかなる損害の賠償も行わないものとします。
- (1) 反社会的勢力に該当すると認められるとき
- (2) 経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
- (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 役員もしくは経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難される べき関係を有しているとき
- (6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求 行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害 その他これらに準ずる行為に及んだとき

別記

1 楽天でんわサービスの提供区間等

(1) 当社の音声通信サービスは、次に掲げる提供区間において提供します。 相互接続点と当社が必要により設置する電気通信設備との間又は当社が設置する電気 通信設備と当社が別に定める者により設置される電気通信設備との接続点との間

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、契約事務を行う楽天でんわサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1) の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社 に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様と します。
- (3) 当社は、(2) の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 楽天でんわサービスにおける禁止事項

契約者は楽天でんわサービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1)他人の知的財産権(特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等)その他の権利 を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) (詐欺、業務妨害等の) 犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
- (5)無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (6) 音声通信サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (7) 他人になりすまして音声通信サービスを利用する行為
- (8) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与える おそれのある行為
- (9) 故意に多数の不完了呼を発生させ又は連続的に多数の呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為
- (10) 本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、自動電話ダイヤリングシステム を用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、商業的宣伝若しくは勧誘の通信をす る又は商業的宣伝若しくは勧誘を目的とした回線への発信を誘導する行為
- (11) 自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、他

人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある通信をする行為

(12) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為

4 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則 (昭和 60 年郵政省令第 30 号) に適合するよう維持します。

5 当社が行う自営端末設備の状態確認

当社は電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合、又は支障のおそれがあると 当社が判断した場合、契約者の端末設備の状態を確認し、その他当社が必要とする措置 をとる場合があります。

6 契約者に係る情報の利用

- (1) 当社はプライバシーポリシーに定めるところにより、契約者に係る情報(申込時又は楽天でんわサービスの提供中に、当社が契約者に関して取得する氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、クレジットカード番号及び契約者識番号等の全ての個人情報をいいます。以下同じとします。)を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用します。
- ア 契約者からの問い合わせへの対応(本人性の確認)
- イ 当社サービスの利用に係る手続き又は提供条件の変更等の案内に係る業務
- ウ 課金計算に係る業務
- エ 料金請求に係る業務
- オ 利用停止及び契約解除に係る業務
- カ 保守又は障害対応などの取扱業務
- キ 当社サービスの維持、改善又は新たなサービスの開発に係る業務
- ク 当社サービス又は契約者に有益な他社サービス・製品等の通知、販売推奨、アンケート調査及び景品等の送付に係る業務
- ケ 市場調査及びその分析に係る業務
- コ その他当社の営業に関する通知
- (2)当社が別に定める共同利用者と共同利用(個人情報保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号。以下同じとします。)第23条第4項に定めるものをいいます。)を行う場合においては、契約者に係る情報を(1)のア〜コに定める目的の遂行に必要な範囲において利用します。
- (3) 当社の情報管理責任者は、当該契約者に係る個人情報についての責任を有するものとします。

(注) プライバシーポリシーとは、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成 29 年総務省告示第 152 号、以下同じとします。) 第 14 条に定めるところにより、当社が定める当該電気通信事業者が個人情報保護を推進する上での考え方や方針をいいます。

当社は同ポリシーをホームページ

(http://www. comm. rakuten. co. jp/policy/) において公表します。

- (4) 上記の各号の他、契約者に関する情報の取り扱いについては、楽天でんわホームページ (http://denwa.rakuten.co.jp) に定めるものとします。
- (5) 契約者は (1) \sim (4) に定めるところにより当社が契約者に係る情報を利用することに同意していただきます。

7 新聞社等の基準

	区 分	基準
1	新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社
		(1)政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議
		することを目的としてあまねく発売されること。
		(2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2	放送事業者	電波法(昭和 25 年法律第 131 号)の規定により放送局の免許を
		受けた者
3	通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準の全てを備えた日
		刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又
		は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主
		な目的とする通信社

料金表

通則

(料金額の表示)

1 楽天でんわサービス契約に係る料金額の表示は税別額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)を表示します。

(利用料等の設定)

2 楽天でんわサービス契約に係る当社の提供区間と協定事業者の提供区間を合わせて当 社が設定するものとします。

ただし、協定事業者の契約約款等に規定するところによりその協定事業者が定める料金については、この限りでありません。

(料金の計算方法等)

- 3 当社は、契約者がその契約に基づいて支払う料金を料金月(1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)に従って計算します。
- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、3に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

5 当社は、料金計算方法等において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、 その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

6 契約者は、楽天でんわサービス契約に係る料金をクレジットカードにより支払うもの とします。

ただし、クレジットカードにより支払が完了しない場合、当社が発行する請求書によって支払うものとします。

(消費税相当額の加算)

7 第 22 条 (利用料の支払義務) の規定その他この約款の料金表に定める料金の額は、この料金表に規定する税別額に消費税を加算した額とします。

ただし、外国への通信に係る料金については、この限りでありません。

 (料金等の臨時減免) 8 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金に関する費用を減免することがあります。 (注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、当社のホームページに掲示する方法により、その旨を周知します。 	

第1表 料金

第1 利用料

1 音声通信サービス契約に係るもの

1-1 適用

区分	内容		
(1)料金プラン	ア 音声通信サービス	こは、以下の料金プランがあります。	
等	料金プラン	内容	
	30秒10円	2 料金額 2-1に定めるものとします。	
(2) 利用料の適		しの音声通信サービスに係る通信について、2	
用及び通信時		数までごとに行います。	
間の測定等		言時間は、接続先との通信が確立したことを当	
		ら起算し、利用者からの通信終了の信号を受	
	け、その通信をできた	ない状態にした時刻までの経過時間とし、当社	
	の機器により測定しる	ます。	
	ウ 当社の設置した電気	試通信設備の故障等、音声通信サービスに係る	
	利用者の責任によられ	ない理由により接続を打ち切ったときは、1-	
	2 (利用料) に規定す	する秒数に満たない通信時間は、利用料の算定	
	に含みません。		
(3) 当社の機器	当社の機器の故障等に	より正しく算定することができなかった場合	
の故障等によ	の利用料は、次のとおり	りとします。	
り正しく算定	ア 過去6料金月間の第	実績を把握することができる場合	
することがで	機器の故障等により	正しく算定することができなかった日の初日	
きなかった場	(初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断		
合の料金の取	して機		
扱い	器の故障等があったる	と認められる日)の属する料金月の前6料金月	
	の各料金月におけるこ	1 日平均の利用料が最低となる値に、算定でき	
	なかった期間の日数を	を乗じて得た額	
	イーア以外の場合		
	 把握可能な実績に基 [・]	づいて当社が別に定める方法により算出した	
	 1日平均の利用料がよ	最低となる値に、算定できなかった期間の日数	
	を乗じて得た額		
		3当社が別に定める方法は、原則として次のと	
	おりとします。		
	(1)過去2か月以上	の実績を把握することができる場合	

機器の故障等により正しく算定することができなかった日前 の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料が最 低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

2 料金額

2-1 30秒10円プランに係るもの

(1)利用料

ア 直加入電話等設備、携帯自動車電話設備又はPHS設備への通信に係るもの

区分	料金額(税別)
利用料	30 秒までごとに 10 円

イ ワイドスター通信サービスを提供する電気通信設備からの通信に係るもの

区分	料金額(税別)
利用料	30 秒までごとに 30 円

ウ 外国への通信に係るもの

取扱地域	料金額(免税)
アメリカ合衆国(ハワイ、グアム及びア	
ラスカを含みます)、イタリア共和国、	
インドネシア共和国、オーストラリ	
ア、オランダ王国、カナダ、ギリシャ	30 秒までごとに 10 円
共和国、グレートブリテン及び北部ア	
イルランド連合王国、サイパン、シン	
ガポール共和国、スペイン、スイス連	
邦、タイ王国、大韓民国、中国人民共	
和国(香港及びマカオを含みます)、	
台湾、ドイツ連邦共和国、ニュージー	
ランド、フィリピン共和国、バチカン	
市国、ブルネイ・ダルサラーム国、フ	
ランス共和国、ブラジル連邦共和国、	
ベトナム社会主義共和国、ベルギー王	
国、マレーシア、ロシア連邦	

備考 1. 通信利用の制	限について			
オーストラリア	、フランス共和国、	スペイン. ロシ	ア連邦について	は、利
制限している番	号帯があります。当	首社はその番号帯	を本サービスの	ホーム
ジに掲載します。)			

別表 1

音声通信が可能な当社又は協定事業者の電気通信サービス等

(1) 直加入電話等設備に係るもの

ア 電気通信番号規則第9条第1号に係るサービス

(ア) 当社に係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
楽天コミュニケーションズ	電話サービス等に係る	電話サービス等契約約款
株式会社	直収通信契約、直収電話	
	契約又は着信用直収電話	
	契約	

(イ) 協定事業者に係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	電話サービスに係る	電話サービス契約約款
	加入電話契約又は臨時加	
	入電話契約	
	総合ディジタル通信サービ	総合ディジタル通信サー
	スに係る	ビス契約約款
	第1種契約、臨時第1種	
	契約、第2種契約又は臨	
	時第2種契約	
	音声利用 IP通信網サービ	音声利用 I P通信網サー
	スに係る	ビス契約約款
	第1種契約又は第2種契	
	約	
西日本電信電話株式会社	電話サービスに係る	電話サービス契約約款
	加入電話契約又は臨時加	
	入電話契約	
	総合ディジタル通信サービ	総合ディジタル通信サー
	スに係る	ビス契約約款
	第1種契約、臨時第1種	
	契約、第2種契約又は臨	
	時第2種契約	
	音声利用IP通信網サービ	音声利用 I P通信網サー
	スに係る	ビス契約約款
	第1種契約又は第2種契	

	約	
エヌ・ティ・ティ・コミュ	電話等サービスに係る	電話等サービス契約約款
ニケーションズ株式会社	専用アクセス契約	
KDDI株式会社	電話サービスに係る	電話サービス等契約約款
	ダイレクト電話契約又は	
	臨時ダイレクト電話契約	
	総合ディジタル通信サービ	総合ディジタル通信サー
	スに係る	ビス契約約款
	ダイレクト通信契約又は	
	臨時ダイレクト通信契約	
	FTTH電話サービスに係	FTTHサービス契約約
	3	款
	FTTH電話契約	
	光ダイレクトサービスに係	光ダイレクトサービス契
	る	約約款
	光ダイレクト電話契約	
	電話サービスに係る	ビジネスダイレクトサー
	直加入電話契約	ビス契約約款
	総合ディジタル通信サービ	
	スに係る	
	直加入通信契約	
ソフトバンク株式会社	電話サービスに係る	電話サービス等契約約款
	ダイレクト電話契約、臨	
	時ダイレクト電話契約又	
	は加入電話契約	
	総合ディジタル通信サービ	
	スに係る	
	ディジタルダイレクト通	
	信契約、臨時ディジタル	
	ダイレクト通信契約又は	
	ディジタル加入通信契約	
	IP電話サービスに係る	IP電話サービス契約系
	第3種IP契約、第4種IP契	款
	約	
	第5種IP契約、第6種IP契	
	約	

東北インテリジェント通信	第2種IP電話契約又は第	IP電話サービス契約約
株式会社	3種 I P電話契約	款
中部テレコミュニケーショ		光電話サービス契約約款
ン株式会社	オフィス光電話サービス契	オフィス光電話サービス
,, ,,,,,	約	契約約款
		I P電話サービス契約約
	 第2種IPセントレックス	款
	契約	
	光電話集合単体サービス契	 光ネット集合一括サービ
	約	ス契約約款
株式会社ケイ・オプティコ	^^ - 音声利用IP通信網サービ	音声利用 IP通信網サー
ム	スに係る	ビス契約約款
4	第1種契約又は第2種契	
	第1個矢が又は第2個矢 約	
地 ナ	I P電話サービス契約	ID電話井上ビフ切めめ
株式会社エネルギア・コミ		I P電話サービス契約約
ュニケーションズ	音声利用IP通信網サービ	款
	ス契約 	音声利用IP通信網サー
14-1-A-11 C (T) 1	V(====================================	ビス契約
株式会社STNet	光電話サービス契約約款	光電話サービス契約約款
九州通信ネットワーク株式	第2種IP電話サービス契	IP電話サービス契約約
会社	約	款
株式会社ジェイコム関東	電話サービスに係る	電話サービス契約約款
	加入電話契約	
株式会社ジェイコム東京	電話サービスに係る	電話サービス契約約款
	加入電話契約	
株式会社ジェイコムウエス	電話サービスに係る	電話サービス契約約款
}	加入電話契約	
株式会社ジェイコム湘南	電話サービスに係る	電話サービス契約約款
	加入電話契約	
株式会社ジェイコム福岡	電話サービスに係る	電話サービス契約約款
	加入電話契約	
株式会社ジェイコム北九州	電話サービスに係る	電話サービス契約約款
	加入電話契約	
株式会社ケーブルネット下	電話サービスに係る	電話サービス契約約款
関	加入電話契約	

戸芦屋	加入電話契約	
浦和ケーブルテレビネット	電話サービスに係る	電話サービス契約約款
ワーク株式会社	加入電話契約	
株式会社メディアさいたま	電話サービスに係る	電話サービス契約約款
	加入電話契約	
土浦ケーブルテレビ株式会	電話サービスに係る	電話サービス契約約款
社	加入電話契約	
株式会社ジェイコム札幌	電話サービスに係る	電話サービス契約約款
	加入電話契約	
株式会社ジェイコム千葉	電話サービスに係る	電話サービス契約約款
	加入電話契約	
アルテリア・ネットワーク	直加入サービスに係る	UCOM 光サービス契約約款
ス株式会社	直加入契約	
KVH株式会社	総合ディジタル通信サービ	総合ディジタル通信サー
	スに係る	ビス契約約款
	ISDN契約	
ZIP Telecom株	ZIP Telecom電	ZIP Telecom
式会社	話サービスに係る	電話サービス契約約款
	ZIP Telecom	
	電話サービス契約	
ベライゾンジャパン合同会	電話等加入契約	電話サービス契約約款
社		
株式会社三通	総合ディジタル通信サービ	電話サービス契約約款
	ス契約	

イ 電気通信番号規則別表第1第11号に係るサービス

(ア) 当社に係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
楽天コミュニケーションズ	IP電話サービスに係る	電話サービス等契約約款
株式会社	I P電話契約	
	音声通信サービスに係る	I Pデータ通信網サービス
	第1種音声通信契約、第	契約約款
	2種音声通信契約、第3	
	種音声通信契約及び第4	
	種音声通信契約	
	音声通信サービス	特定IPデータ通信網サービ

	フ切めめず
	へ 矢がりがりがん

(イ) 協定事業者に係るもの

事業者の名称

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

ソフトバンク株式会社

株式会社NTTぷらら

株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイー

KDDI株式会社

東北インテリジェント通信株式会社

中部テレコミュニケーション株式会社

株式会社ケイ・オプティコム

株式会社エネルギア・コミュニケーションズ

株式会社STNet

九州通信ネットワーク株式会社

アルテリア・ネットワークス株式会社

ZIP Telecom株式会社

株式会社NTTドコモ

(2) 携帯自動車電話設備に係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
株式会社エヌ・ティ・ティ・	FOMAサービスに係る契約	FOMAサービス契約約
ドコモ		款
	X i サービス契約に係る契約	X i サービス契約約款
	ワイドスター通信サービスに	ワイドスター通信サービ
	係る契約	ス契約約款
KDDI株式会社	a u契約	a u(W I N)通信サービ
		ス契約約款
	LTE契約	a u(LTE)通信サービ
		ス契約約款
沖縄セルラー電話株式会社	a u 契約	a u (W I N) 通信サービ
		ス契約約款
	LTE契約	a u (LTE) 通信サービ
		ス契約約款

ソフトバンク株式会社	3 G通信サービスに係る	3 G通信サービス契約約
	3Gサービス契約	款
ソフトバンク株式会社	ワイモバイル通信サービスに	ワイモバイル通信サービ
	係る契約	ス契約約款 (電話サービス
		編)
	EMOBILE通信サービス	EMOBILE通信サー
	に係る契約	ビス契約約款 (EMOBI
		LE LTE編)(電話)

(3) PHS設備に係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
ソフトバンク株式会社	ワイモバイル通信サービスに	ワイモバイル通信サービ
株式会社ウィルコム沖縄	係る契約	ス契約約款(PHSサービ
		ス編)
	ウィルコム通信契約	ウィルコム通信サービス
		契約約款

附則

(実施期日)

この約款は、2013年12月5日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2014年2月19日から実施します。

(実施期日)

1 この改正規定は、2014年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施日より前から継続して提供しているものであって、2014 年 4 月 30 日までの間に料金月の末日が到来する電気通信サービスの料金については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱い については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(実施期日)

この改正規定は、2014年5月1日から実施します。

(実施期日)

1 この改正規定は、2014年10月7日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際限に、改正前の規定による楽天でんわサービス契約者について、 改正規定実施において改定後の料金表 1 音声通信サービス契約に係るもの 1-1 適用に定める料金プラン「30 秒 10 円」に移行したものとみなします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(実施期日)

この改正規定は、2014年10月22日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2014年10月31日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、2015年1月11日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際限に、改正前の規定による3分0円プランに係るものの契約者については、改正規定実施において改定後の料金表 1 音声通信サービス契約に係るもの 1-1 適用に定める料金プラン「30秒10円」に移行するものとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(実施期日)

この改正規定は、2015年4月1日から実施します。

(実施期日)

1 この改正規定は、2016年1月28日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際限に、改正前の規定による楽天でんわサービス契約者については、改正規定実施において改定後の料金表 1 音声通信サービス契約に係るもの 1 -1適用に定める料金プラン「30秒10円」に移行したものとみなします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(実施期日)

1 この改正規定は、2016年9月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(実施期日)

1 この改正規定は、2016年11月28日から実施します。当社は、同日以降、5分0円(5分かけ放題)の新たな申込みは受け付けないものとします。

(実施期日)

1 この改正規定は、2017年2月4日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(実施期日)

この改正規定は、2017年6月1日から実施します。

(実施期日)

1 この改正規定は、2018年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の前に、本約款に定めるサービスの締結をした者については、第36 条(会社名等の取扱い)については、適用しないものとします。

(実施期日)

この改正規定は、2018年12月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2019年3月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2019年7月1日から実施します。

(経過措置)

この改正規定実施の日より、本規約は、楽天コミュニケーションズ株式会社から事業承継 を受けた楽天モバイル株式会社が提供するものとします。